

D-6. 東日本大震災特別家賃低減事業

事業概要

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地方公共団体が実施する家賃減免に係る費用を支援する。

補助対象・補助要件

○ 東日本大震災の被災者に賃貸又は転貸する災害公営住宅等に居住する入居者の家賃について、地方公共団体が、入居者が無理なく負担しうる水準まで減免する場合に要する費用。

○ 家賃の減免については、以下の考え方により実施

- ・当初5年間：特段の減額措置
- ・以降5年間：段階的に通常家賃へ引き上げ

交付団体

都道府県・市町村

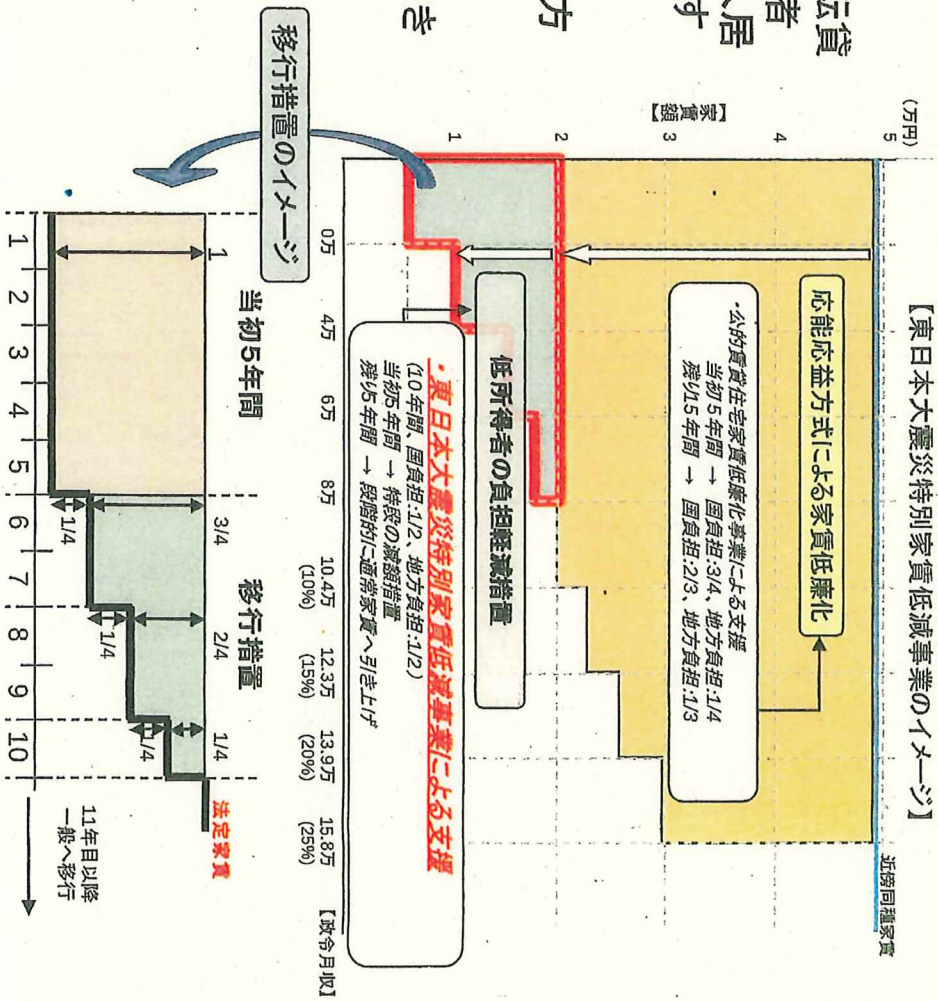
事業実施主体

都道府県・市町村

基本国費率

1/2

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

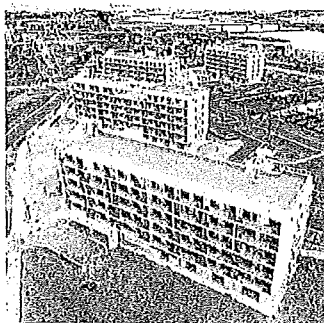


生活苦家賃滞納3億円超

被災3県 災害公営住宅2300世帯

東日本大震災や東京電力福島第一原発事故により自宅を失った被災者が暮らす岩手、宮城、福島三県内の災害公営住宅で、二〇一九年三月末に少なくとも約二千三百世帯、総額約三億一千万円の家賃滞納が発生していたことが、共同通信のアンケートで分かった。応急仮設住宅を出て「ついのすみか」に移ってにもかかわらず、経済的に困窮する被災者の姿が浮き彫りとなった。

▶②面参照



宮城県名取市の災害公営住宅＝2月（ドローンから）

不安な「ついのすみか」

昨年十二月、今年一月の調査時点で各自治体が把握していた全入居世帯数は二万七千三百三。単純比較できないが、滞納世帯は8%に当たる計算だ。

災害公営住宅には、高齢や資金不足を理由に自宅再

東日本大震災

アンケートは、災害公営住宅を設置した三県内の計五十五市町村と県が整備主体となった岩手、福島両県を対象に実施した。家賃は入居世帯の月収などを基に算定されており、宮城県沿

2019年3月末時点の家賃滞納状況

岩手県	241世帯	4365万6710円
宮城県	1746世帯	2億5227万4805円
福島県	287世帯	2200万1953円
3県計	2274世帯	3億1793万3468円

〔災害公営住宅を設置する自治体へのアンケートを〕
基に集計。一部、巡回型の自治体あり

岸部では、月収四万円以下で五十平方メートルに住む場合、家賃は九千六百円程度。滞納世帯は岩手二百四十

一、宮城千七百四十六、福島二百八十七の計二千二百七十四で、総額は三億一千七百九十三万三千四百六十八円だった。民事調停など法的措置に踏み切った自治体もある。いずれも各自治体の集計に基づく数字だが「統計がない」として、未回答のケースもあった。どのような事情を抱えていると考えるか尋ねると「もともと低収入の高齢世帯が多い」（宮城県山元町）との回答が目立った。ほかに「生活保護受給世帯」（岩手県大船渡市）や「家賃以外で多重債務がある」（同県宮古市）、「病気で働けない、仕事が見つからない」（福島県相馬市）などの回答があった。低所得者の家賃を減額する国の措置に加え、自治体独自の補助制度を設ける事例もあるが、対象年限や金額に差がある。被災者支援に注力する仙台弁護士会の宇都彰浩弁護士は「病氣や借金返済などで、入居当初に思っていた生活再建がかなわなかった生活再建がかなわなかった」と指摘している。

5. 東日本大震災特別家賃低減事業

(目的)

東日本大震災の甚大な被害に鑑み、市が特に住宅に困窮する低額所得者について災害公営住宅等の家賃を低減する場合に要する経費の一部を国が補助。
市の財政負担軽減により、被災者の居住の安定及び復興の促進に資することを目的とする。

■東日本大震災特別家賃低減事業（10年間）

（政令月収80,000円以下の低所得者世帯）

一例 3LDK 72.1㎡ 1-aラックの場合

住宅管理開始	家賃補助5年目					10年目まで段階的に引き上げ					11	12	13	14	15	低減合計 (10年間)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10															
本来家賃	21,600															21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000		
減額後家賃	6,600															10,300	13,700	17,500	3,500						115,300
低減額	△15,000															△11,000	△7,400	△3,500	△175						△115,300
減額率	約70%															約48%	約35%	約17%							
家賃	減免 4/4															減免 3/4	減免 1/2	減免 1/4							
	入居者負担															通常の住宅使用料									

住宅管理開始	東松島市 家賃補助10年目まで据え置き										11年目以降についても負担軽減継続					低減合計 (10年間)											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15												
本来家賃	21,600															21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
減額後家賃	6,600															14,700	14,500	14,400						147,800			
低減額	△15,000															△14,700	△14,500	△14,400						△147,800			
減額率	約70%															約70%	約70%	約70%									
家賃	減免 4/4															減免 3/4	減免 1/2	減免 1/4									
	入居者負担															市独自支援					負担軽減内容については、今後決定						

1 14版 2020年(令和2年)3月2日(月)

復興住宅「住み続ける」56%

家賃上昇働き世代敬遠

本災 震災 9年 東大

東日本大震災後、岩手、宮城両県に建設された大規模災害公営住宅(復興住宅)で、今の住宅に住み続ける人と明確に決めている人は5割強にとどまる。岩手大学三陸復興・地域創生推進機構の船戸義和特任助教らによるアンケートで明

らかにあった。国の基準で政令月収(控除後の所得)が15万8000円を超え、入居3年を過ぎると、割が増し家賃を取られることが背景にある。「ついのすまか」(岩手県胆野町)と位置付けられる復興住宅だが、実際には長く住み続けることが難しい実態が浮かび上がった。(3面に関連記事)

調査は2019年12月から20年1月、コミュニティの実態や課題を探るため、両県の集約型復興住宅で実施した。福島県は原発事故被災地への将来的な帰還を望む人も多いため、対象から外した。このうち、毎日新聞が整備戸数の多い上位3団地ずつ、計6団地を抽出して分析。6団地で、13歳以上の入居者計2114人に配布し、半数近い988人から回答を得た。平均年齢は62歳で、約3割は1人暮らしだった。「今の公営住宅に今後も住み続けるか」との問いに「住み続ける」と答えたのは56%。「分らない」は36%、「転居を考えている」は7%で、合計43%だった。働き世代の15〜64歳に絞

ると60%以上昇る。「住み続ける」とした人の平均年齢が68歳であるのに対し、「分らない」「転居を考えている」を選んだ人を合わせた平均は53歳で、若中年層で永住意識が低かった。生活の不安や課題を選択式で三つまで答える質問では「家賃・生活費」を選んだ人が46%で最も多く、「健康・運動」34%、「仕事・収入」28%と続いた。国は19年12月、復興住宅の家賃を安く抑えるために自治体に出してきた特例的な補助を、21年度以降に見直す方針を示した。国の担当者は「毎年のように大災害が起き、公平性を保つ意味もある」と説明する。補助が減った際の各自治体の対応は決まっていない。復興住宅で自治会の設立

・運営を支えてきた船戸特任助教は「現役世代の永住意識が薄くなると、復興住宅が老人ホーム化する懸念がある。現役世代に住み続けるための制度を作らなければならない」と主張する。【中尾卓英、三瓶杜萌